

平成21年度 市民税・県民税(住民税)の主な改正点

寄附金税制の見直し

ふるさとを応援したいという思いを実現する、ふるさと納税の観点から、都道府県または市区町村に対する寄附金税制の大幅な拡充が行われ、所得税と合わせて適用下限額(5,000円)を超える部分について、一定限度額まで全額を控除されます。

寄附金	対象寄附先	・住所地の都道府県共同募金 ・住所地の日本赤十字社支部 ・都道府県または市区町村が条例で指定した事業所 ・都道府県、市区町村
	控除額	①(寄附金額-5,000円)×10%(市民税6%県民税4%) ※県のみが条例指定した団体への寄附の場合は、4%となります。
寄附金のうち、ふるさと納税にあたるもの	対象寄附先	・都道府県、市区町村
	特例控除額 ※控除額の特例として上記の①のほか、②が加算されます。	②(寄附金額-5,000円)×(90%-対象者の所得税の税率) ①+②=市県民税所得割からの控除額 ※②は市県民税所得割の1割が限度。

※総所得金額等の30%が寄附金控除の控除対象限度額になります。

※市県民税は税額控除(寄附金控除を税額から差し引く方法)になります。

今年10月から市県民税を公的年金から特別徴収(年金天引き)する制度が始まります

公的年金受給者の納税の便宜や市区町村における市県民税徴収の効率化を図るため、今年10月の支給分以降の公的年金から特別徴収制度(年金天引き)が始まります。

この制度は、納税方法の変更であり、制度の導入によって年税額が増えることはありません。

対象となる人

次のすべての要件に該当する人

- 当該年度の4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の人
- 年額18万円以上の老齢基礎年金などを受給している人
- 介護保険料を特別徴収(年金天引き)されている人
- 特別徴収(年金天引き)する市県民税額が、当該年金の給付額から所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を控除した後の額を超えない人

対象となる税額

公的年金に係る所得に対する所得割額と均等割額

特別徴収(年金天引き)が始まる時期

今年10月支給分から年金天引きされます

今年度の徴収方法

- 年税額の1/4ずつを上半期(6・8月)に普通徴収(納付書・口座振替)で納付します。
- 年税額から普通徴収した額を控除した額を、下半期(10・12・2月)の老齢基礎年金など支給時に特別徴収(年金天引き)します。

税額	普通徴収(納付書・口座振替で納付)		特別徴収(年金天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※年度途中で税額が変更になった場合には、その年度の特別徴収(年金天引き)は中止となり、徴収された額を除いた残りの税額すべてが普通徴収(納付書・口座振替で納付)に変わります。

法人税割の税率が変わります

来年3月31日で不均一課税が終了します

来年4月1日以降に終了する事業年度分からは、法人税割の税率が一律14.7%の税率になります。
(本郷町・久井町・大和町のみにも本・支店などがある場合、現行の12.3%から14.7%に変わります)

問い合わせ先 市民税課(☎0848⑥6031FAX0848⑥6132)